

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和7年3月18日（火）15：40～
- 場 所 教育委員会会議室
- 出席者

宮 崎 教育長	中 嶋 教育総務局長
原 田 委 員	吉 田 生涯学習局長
柳 川 委 員	深 野 学校教育局長
山 中 委 員	藤 戸 総務課長
上 田 委 員	三 木 教育DX推進室
多 田 委 員	坂 本 福利厚生室長
	井 上 教職員課長
	坂 口 人権教育推進課長
	西 川 生涯学習課課長
	坂 下 文化遺産課長
	村 田 県立学校教育課長
	津 村 特別支援教育室長
	中 井 義務教育課長
	窪 田 教育支援課長
	福 田 教育センター学びの丘所長
	濱 上 紀北教育事務所長
	上 村 紀南教育事務所人事給与課長
	平 総務課主幹
	山 本 総務課主事
	平 松 総務課主事

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会3月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第73号、議案第74号については、教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、議案第75号から議案第79号については、人事案件のため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第73号から議案第79号については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

令和7年2月19日(水)の定例会会議録について、承認した。

<公開議案>

3 付議事項

議案第48号

和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令について

議案第49号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令」「和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○総務課長 議案第48号については、教育庁の組織改正に伴って所要の改正を行うものと、文書審査に関する規定において、知事部局にあわせて契約書等の総務課合議を不要とする改正を行った。

次に、議案第49号については、1月の定例会において使用料及び手数料条例に関する改正の際に説明した内容に関連するものである。通信制課程における授業料の有効期間の規定について、条例で2年間と定められていた部分を削除する改正を前回承認していただいた。それに対応する形で、この規則の中で有効期間が定められている部分を削除する改正を行うものである。以上ご審議よろしく願いたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第48号から議案第49号については、原案のとおり決定する。

議案第50号

和歌山県教育委員会情報セキュリティ対策基準規程の一部改正について

議案第51号

和歌山県教育委員会情報処理規程の一部改正について

○教育長 「和歌山県教育委員会情報セキュリティ対策基準規程の一部改正」「和歌山県教育委員会情報処理規程の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○教育 DX 推進室長 議案第50号「和歌山県教育委員会情報セキュリティ対策基準規程の一部改正」について説明する。この規程は、県教育委員会の情報の秘密を守ったり、情報の改ざんを防止することを目的に、職員が遵守すべき必要事項を定めているものである。組織改正により規程所管部署に変更が生じたことに伴い、改正をお願いするものである。

次に、議案第51号「和歌山県教育委員会情報処理規程の改正」について説明する。この規程は、情報処理システムの利用やその有効活用に関する基本事項を定めたものである。組織改正に伴い、規程所管部署に変更が生じたため、改正をお願いするものである。以上ご審議よろしく願いたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第50号、議案第51号については、原案のとおり決定する。

議案第52号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正について

○教育長 「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正」について、説明願いたい。

○教職員課長 議案第52号「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する和歌山県教育委員会規則の改正」について説明する。この改正は、非常勤職員の勤務時間及び休暇の一部を変更する人事院規則が令和7年4月1日より施行されることに

伴うものである。この規則により、非常勤職員の病気休暇が有給化されるため、それに基づき、本県の会計年度任用職員に係る休暇の規定に、有給の特別休暇に病気の事由を追加するとともに、無給の特別休暇から病気の事由を削除するものである。以上ご審議よろしくをお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第52号については、原案のとおり決定する。

議案第53号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部改正について

議案第54号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

議案第55号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について

議案第56号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正について

議案第57号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

議案第58号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

議案第59号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

議案第60号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部改正について

議案第61号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部改正について

○教育長 「市町村立学校職員の給与に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正」「市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正」「定時制通信教育手当支給に関する規則の一部改正」「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○教職員課長 議案第53号から議案第57号については、市町村立学校に勤務する教職員の昇給および手当に関する規則についてである。県人事委員会が昨年10月に県議会および知事に対して行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、社会や公務の変化に応じた給与制度の見直しとして、国の給与制度を基本に、俸給及び地域手当や通勤手当などの諸手当の見直しを含む包括的な給与制度の整備が求められている。今回の改正は、この人事委員会勧告に基づくものであり、具体的には昇格、降格時に使用する号給対応表の改正、地域手当改正に伴う級地の変更、交通機関等に係る通勤手当支給限度額の見直し、採用時からの単身赴任手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大などが含まれる。議案第58号から議案第60号については、和歌山市立夜間中学校の開設に伴う、特殊勤務手当を新設する内容が含まれる。具体的には、夜間中学校に勤務する教職員に対して、特殊勤務手当として夜間学級担当手当を支給できるように、規則を改正するものである。それに伴う関連規定の整備も実施する。議案第61号については、小中学校の統廃合に伴い、へき地手当等に関するへき地学校等の指定の改正を行う。以上ご審議よろしくをお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第53号から議案第61号については、原案のとおり決定する。

議案第62号

和歌山県教育庁組織規則の一部改正について

議案第63号

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正について

議案第64号

和歌山県教育庁処務規程の一部改正について

議案第65号

事務専決規程の一部改正について

議案第66号

県立学校処務規程の一部改正について

○教育長 「和歌山県教育庁組織規則の一部改正」「教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正」「和歌山県教育庁処務規程の一部改正」「事務専決規程の一部改正」「県立学校処務規程の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○教職員課長 議案第62号から議案第66号については、事務局の組織改正に伴い、「教育政策課」や「夜間中学設置準備室」など新たに課室、班が設置され、また、

一部の室が廃止される。これにより、各課、室の所掌事務に影響が生じる規則や規程の一部を改正するものである。以上ご審議よろしく願いたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第62号から議案第66号については、原案のとおり決定する。

議案第67号

和歌山県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

○教育長 「和歌山県教育職員免許状再授与審査会規則の制定」について、説明願いたい。

○教職員課長 議案第67号は和歌山県教育職員免許状再授与審査会の審査会規則の制定に関する議案である。この規則は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことに基づき、都道府県に審査会を設置する規定を受けて整備するものである。審査の対象者は、令和4年4月1日以降に、児童生徒性暴力等を理由に教員免許状の失効や取り上げ処分を受けた者である。この対象者については、3年間免許を申請できないため、令和7年度以降に免許申請があった場合に審査を行う予定である。以上ご審議よろしく願いたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第67号については、原案のとおり決定する。

議案第68号

和歌山県指定文化財の新規指定及び解除について

議案第69号

博物館の登録等に関する規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県指定文化財の新規指定及び解除」「博物館の登録等に関する規則の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○文化遺産課長 議案第68号は、県指定文化財について、新規指定2件と指定解除1件をお諮りするものである。新規指定の内訳は、有形文化財（書跡・典籍）1件と記念物（史跡）1件である。これらについては3月4日に開催された文化財保護審議会において、それぞれ県指定文化財として保護を図るべきとの答申を受けたものである。

新規指定1件目の「大般若経（だいはんにゃきょう）」は、奈良時代から室町時代までの間に書写された600帖すべてが残っており、県内最古の大般若経として極めて貴重である。特に奈良・平安時代の写経が8割を占めており、奈良時代の民間での発願に基づく写経を多数含む点で全国的に見ても稀少である。この大般若経は、一地方において莫大な時間と労力を費やして収集されたものであり、中世以降も散逸することなく現在まで継承され、毎年転読が行われるなど地域の人々の結束と信仰の営みを示す資料として、高い価値を持つ文化財であるといえる。

新規指定の2件目は、「紀伊徳川家墓所」1253平方メートルである。和歌山市吹上に所在する日蓮宗報恩寺の境内東部にある独立丘陵上に立地し、墓所には藩主夫人や子息、息女の墓石が並んでいる。明治8年に大規模な改葬が行われたことが、「南紀徳川史」に記されている。改葬前後の絵図から、改葬に伴い墓所の区画が大規模に改修されるとともに、各地の菩提寺に建立されていた紀伊徳川家の墓石が集約され、現在の墓所の墓石配置となったと考えられる。御三家である紀伊徳川家の藩主に関係する人物の墓所であり、墓石が良好に残っているだけでなく、江戸時代から明治初頭にかけての親藩における墓所の変遷が確認できるという特質を持ち、近世大名墓の研究において資料的価値が高いものである。

続いて指定解除についてである。今回指定解除の対象となるのは、田辺市鮎川に所在する「住吉神社のおがたまの木」1本である。この文化財は昭和33年に指定文化財に指定された、幹回り3.8m、樹高24mに達する巨樹である。昨年10月3日から4日にかけての降雨で主幹の根元より倒壊して再生する見込みがないことから、県指定を解除するものである。

次に議案第69号についてである。本規則は博物館法に基づく、博物館の登録等に係る申請書類や県教育委員会における審査基準等について定めたものである。今回の主な改正点は、第8条に規定する博物館設置者による定期報告の時期に関するものである。現行では、報告期間を7月1日から31日までとしているが、実際には決算が確定しているとは限らず、期限内に報告を完了しない場合もある。そのため、実情に即した形で報告時期の見直しを行う他、所要の改正を行うものである。以上ご審議よろしくをお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

（異議なしの声）

○教育長 議案第68号、議案第69号については、原案のとおり決定する。

議案第70号

和歌山県立図書館管理規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県立図書館管理規則の一部改正」について、一括して説明願いたい。

○生涯学習課長 議案第70号は、県立図書館の組織改正に伴う所要の改正を行うためお諮りするものである。各課の役割を明確にすることで、様々なニーズに応え、サービスの向上に取り組むことを目的に、現行の3課の体制を4課に再編する。現在の総務課、資料課、サービス課に、新たに連携支援課を創設する。以上ご審議よろしく願いたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第70号については、原案のとおり決定する。

議案第71号

和歌山県立中学校規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県立中学校規則の一部改正」について、説明願いたい。

○義務教育課長 今回の改正は、新たに和歌山県立新翔くろしお中学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。1点目は、通学区域に関する規定を改正するものである。新翔くろしお中学校は県内在勤者であれば通学可能とするため、別に定めることとし、第4条第2項を新たに追加している。2点目は、夜間中学においては学齢を経過した生徒に対して、特別の教育課程を編成できることとなっていることから、第10条第2号を追加している。3点目と4点目は、夜間中学においては生徒が成人である場合も考えられるため、保護者の定義をして、本人にも通知を行うようにするため、第12条第2項を追加している。5点目は、夜間中学において編入学や休学を希望する生徒が考えられることから、第30条の2の編入学、第31条の2の休学、第31条の3の復学、第31条の4の退学、第31条の5の再入学に関する規定を新たに追加している。6点目は、第31条の転学に関する規定の、本人及び保護者の連署について、成年に達した生徒にあっては本人のみの署名で足りるものとする旨を追記している。7点目は、別表1に新翔くろしお中学校の名称、位置を追加している。施行予定日は4月1日である。以上、審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第71号については、原案のとおり決定する。

議案第72号

和歌山県立高等学校規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県立高等学校規則の一部改正」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 県立高等学校入学金の納付方法について、電子申請システムを用いたオンライン決済による納付のための手続き等定めるものである。また、高等学校の設置学科に関して、橋本高等学校に探究科を設置し、新宮高等学校に学彩探究科を追加することに伴う所要の改正を行う。以上ご審議よろしく願いたい。

○原田委員 利用可能なオンライン決済方法はどのようなものがあるのか。

○総務課長 クレジットカード決済と、PayPay が利用できる。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第72号については、原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

4月17日(木) 教育委員会4月定例会

5月23日(金) 教育委員会5月定例会

<非公開議案>

5 付議事項

議案第73号

令和8年度和歌山県立併設型中学校入学者選考日程について

義務教育課長から「令和8年度和歌山県立併設型中学校入学者選考日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第74号

令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程について

県立学校教育課長から「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第75号

和歌山県教育職員免許状再授与審査会委員の委嘱について

教職員課長から「和歌山県教育職員免許状再授与審査会委員の委嘱」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第76号

令和7年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員について

特別支援教育室長から「令和7年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第77号

令和6年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動について

紀北教育事務所長及び紀南教育事務所人事給与課長から「令和6年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第78号

令和6年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について

教職員課長から「令和6年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第79号

令和6年度末事務局等職員人事異動について

教職員課長から「令和6年度末事務局等職員人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので3月定例会を閉会する。
(16:50閉会)